

南海トラフ地震など大規模災害への備えを 充実強化するための緊急提言

南海トラフ地震や首都直下地震については、今後 30 年以内に高い確率で発生すると想定されるなど、大規模災害の切迫度がますます高まっている。

こうした中、令和元年 5 月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市町村においては、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者などに避難を促すとともに、避難所を開設することが求められるようになった。このため、地方の財政的負担を軽減するよう国により十分な支援措置が講じられることが必要である。併せて、南海トラフの東側又は西側で地震が発生する「半割れケース」において、各機関が被災地域への応急対策活動を行うとともに、後発地震にも対応できるよう、早期に必要な体制を構築する必要がある。

大規模災害が発生すると広域で多数の負傷者が発生する一方で、医療機関やインフラの被災等により、被災地の医療資源は絶対的に不足すると見込まれており、こうした厳しい状況の中で一人でも多くの負傷者を救うためには、被災地の医療救護体制の強化と被災地外からの支援体制の抜本的な強化が必要である。国は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」において取り組む対策の一つに「救助・救急、医療活動などの災害対応力」を掲げ予算措置をしているが、対象となる病院や設備等が限定されている。また、「国土強靱化年次計画 2019」では、主要施策として災害派遣医療チーム（DMAT）の養成などが示されてはいるが、大規模災害の切迫度が高まっている中、それらの取組を更に加速する必要がある。

以上のことから、大規模災害への備えを加速化させ、地域住民の尊い命を守り、助かった命をつなぐための対策について一層の充実を図るため、下記の事項について強く提言する。

記

- 1 南海トラフ地震臨時情報を活かし、住民の命を守るために、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国においても地方と協力して丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発に対して人的・財政的な支援を行うこと。
また、事前避難等の防災対応を実施するにあたり、災害救助法の適用対象を半割れケースにおける沿岸部以外にも拡充するなど、地方の財政負担の一層の軽減を図ること。
併せて、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」については、後発地震も想定したものとなるよう、地方の意見も反映させながら早期の見直しを行うこと。
- 2 より負傷者に近い場所で医療救護活動が行えるよう、すべての病院を対象として、耐震化や非常用電源設備、給水設備の整備のほか業務継続計画（BCP）の策定などの災害対策を強化する取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。
また、早急に被害想定などの定量的な分析を行い、それを踏まえて DMAT などの医療支援チームを養成し、早期に大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するなど、被災地外からの支援体制を国を挙げて強化すること。

令和元年 7 月 23 日

全 国 知 事 会